

離婚したときの手続き

- ◇ 離婚したときの区役所での主な手続きのご案内です。
- ◇ 来庁の際は、本人確認資料及び印鑑(朱肉使用)を持参してください。
- ◇ 各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

令和6年4月作成

都筑区役所

手続きが必要な場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
離婚届を提出する。	離婚届(協議離婚) ▽届出書には、成年の証人2人の署名・押印(任意)が必要です。	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 夫・妻双方の印鑑(任意) <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)※1	戸籍課 15番 948-2251
	離婚届 (調停離婚又は裁判離婚) 申し立てを行った夫又は妻が、和解・調停成立、認諾又は裁判確定の日から10日以内に離婚届を提出してください。	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 調停調書の謄本(調停離婚)または裁判の謄本及び確定証明書(裁判離婚) <input type="checkbox"/> 申し立てを行った夫又は妻の印鑑(任意) <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)※1	
離婚後も姓を変えず、結婚中の姓を使いたい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 離婚届と同時に又は離婚の日から3か月以内に提出してください。	<input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届 <input type="checkbox"/> 印鑑(任意)	戸籍課 12番 948-2255
離婚に伴って住所を異動する場合は、「引越しの手続き」をご覧ください。			
離婚した夫婦の住民票を別世帯にする。	住民異動届(世帯分離)	<input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)※1	

離婚により氏名変更した場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている。(姓ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)の返還 印鑑登録は自動的に抹消されます。新しい印鑑で登録するには新たに印鑑登録申請が必要です。詳細はお問い合わせください。		戸籍課 12番 948-2255
マイナンバーカードの発行を受けている場合には、氏名変更が必要です。	これまでの署名用電子証明書は失効します。 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 改めて署名用電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせください。		
国民年金に加入している。	国民年金の氏名変更届	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書・年金手帳	保険年金課 4番 948-2331
右欄の被保険者証、手帳、受給者証等を持っている場合には、氏名変更届やその他の手続きがそれぞれ必要です。	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証		保険年金課 6番 948-2334
	後期高齢者医療被保険者証、重度障害者医療証		保険年金課 5番 948-2336
	身体障害者手帳・療育手帳・特定医療費(指定難病)受給者証		高齢・障害支援課 21番 948-2301
	精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院医療・更生医療)		高齢・障害支援課 22番 948-2348
	小児慢性特定疾病医療受給者証、自立支援医療受給者証(育成医療)横浜市養育医療券		こども家庭支援課 24番 948-2320
医師、看護師、薬剤師、調理師等の資格を持っている。	籍訂正・免許証書換交付申請、名簿訂正申請	<input type="checkbox"/> 各免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本) ※手続きには、手数料がかかります。詳細はお問い合わせください。	生活衛生課 25番 948-2356
犬を飼っている。	飼い犬の登録事項変更届	▽ケースにより手続きが異なりますので、お問い合わせください。	生活衛生課 25番 948-2358
125cc以下のバイクを持っている。	原動機付自転車登録変更(氏名変更)の届出	<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 ▽ケースにより必要なもの、手続きが異なります。必ずお問い合わせください。	税務課 31番 948-2263

離婚により扶養関係に変更がある場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
厚生年金や共済年金加入者の配偶者の被扶養家族であった方が扶養対象ではなくなり、国民年金に加入する。	国民年金被保険者資格取得届	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書・年金手帳 <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書	保険年金課 4番 948-2331
配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、横浜市国民健康保険に加入する場合	国民健康保険加入届	<input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書	保険年金課 6番 948-2334

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード。その他については、電話等で必ず確認してください。

裏面につづく

【離婚】

お子さんがいる方が離婚した場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
離婚届を出しただけではお子さんの戸籍は変わりません。お子さんの戸籍の変更については、担当窓口にお尋ねください。			戸籍課 15番 948-2251 福祉保健課 23番 948-2350
予防接種予診票を持っている。	手続きは必要ありません。そのままお使いいただけます。		保険年金課 5番 948-2336
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する。 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く。)	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	<input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証	こども家庭支援課 24番 948-2320
小児慢性特定疾病医療受給者証、自立支援医療受給者証(育成医療)、横浜市養育医療券を持っている。	氏名、住所、健康保険の変更等について届け出ていただく必要がある場合があります。	お子さんの健康保険が変わる場合には、 <input type="checkbox"/> 変更後の健康保険証	こども家庭支援課 24番 948-2320
児童手当の受給者を切り替える ※離婚後、児童と別居する場合は受給できません。	これまで受給していた方 ・受給事由消滅届 ※児童と同居し、引き続き監護する場合は手続き不要です。 新しく受給する方 認定請求書、その他各種書類	<input type="checkbox"/> 新請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 新請求者の健康保険証の写し(共済組合員の方のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	こども家庭支援課 24番 948-2320
保育所・認定こども園・幼稚園を申請または利用している児童がいる。	現在持っている認定情報(住所、世帯構成、負担区分、認定事由等)を変更する。	状況により提出していただく書類が異なります。右記の窓口で必ずご相談ください。	こども家庭支援課 24番 948-2463
ひとり親家庭になった場合 (ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で中程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を養育している父子家庭又は母子家庭のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者や扶養義務者の所得制限があります。)	児童扶養手当の請求 (所得制限があります。対象になる方には、児童扶養手当証書を交付します。)	状況により提出していただく書類が異なります。右記の窓口で必ずご相談ください。	こども家庭支援課 24番 948-2321
	特別乗車券の申請 ※児童扶養手当に認定された方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 利用者の写真(上半身・正面・無帽、縦3cm×横2.4cm)	こども家庭支援課 24番 948-2320
	ひとり親家庭等医療費助成の申請 (対象者には横浜市(親)福祉医療証が交付されます) 水道料金基本料金相当額減免申請書用紙をもらう 水道料金基本料金相当額減免申請書を記入したら、水道局へ提出願います。水道料金の詳細については水道局お客様サービスセンター(847-6262)にお問い合わせください。 ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、小児医療証をお持ちの場合は返却してください。 粗大ごみ処理手数料減免申請は、粗大ごみ受付センター(0570-200-530、IP電話、PHSは330-3953)にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 健康保険証(保護者及び対象児童の分) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(児童扶養手当受給世帯の場合) <input type="checkbox"/> 前々年分所得証明書(児童扶養手当受給世帯以外の場合) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)(児童扶養手当受給世帯以外の場合)	保険年金課 5番 948-2336
特別児童扶養手当を受けている。	受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続きが必要です。(保護者の所得制限・対象児童の障害の程度に条件があります。) <事前に24番窓口にご相談ください。>	<input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り) <input type="checkbox"/> 対象児童の療育手帳又は身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳(郵便局または銀行) <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(任意) <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書 (1月1日現在横浜市に住民登録がない場合)	こども家庭支援課 24番 948-2321
母子家庭等への「修学資金」などの貸し付けを受けたい。	母子父子寡婦福祉資金	詳細はお問い合わせください。	

※2 マイナンバーカード、運転免許証+通知カード、パスポート+通知カードなど。その他については、確認してください。

☆ 区役所以外の主な手続き ☆

◎ 国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養関係、厚生年金・共済年金の離婚分割等)については、勤務先や年金事務所(都筑区管轄は港北年金事務所(045-546-8888))にお問い合わせください。

◎ 氏名変更・住所変更した場合

項目	主な問合せ先	項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など	預貯金	預入金融機関
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者	株式	会社、信託銀行、証券会社等
NHK受信契約	0120-151515(フリーダイヤル)	パスポート	パスポートセンター(045-222-0022)
クレジットカード	クレジット会社	運転免許証	最寄りの警察署(都筑区は都筑警察署949-0110)
生命保険	各生命保険会社	自動車	運輸支局事務所(普通自動車、125cc超二輪車)
簡易保険	郵便局の保険担当窓口		軽自動車協会(660cc以下軽自動車)
不動産	地方事務局(都筑区は港北出張所 474-1280)		自動車保険は保険会社

◎ 手続きの際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続きは各々異なりますので、各窓口にお問い合わせください。